

甲州市建設工事請負契約約款(平成17年甲州市告示第3号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を<u>当該各号に定めるところにより</u>工事現場に配置し、これらの者を定めて設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 主任技術者又は監理技術者_____ 契約書記載の請負代金額が、建築一式工事の場合7,000万円以上、建築一式工事以外の場合3,500万円以上の工事については、主任技術者を専任で配置しなければならない。ただし、受注者が特定建設業者で、契約書記載の工事の下請負契約の請負代金の総額が、建築一式工事の場合6,000万円以上、建築一式工事以外の場合4,000万円以上になるときは、主任技術者に代え、監理技術者を_____</p> <p>_____専任で配置しなければならない。</p> <p>(3) [略]</p> <p>2~4 [略]</p> <p>5 現場代理人、<u>主任技術者(監理技術者)</u> _____及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p> <p>(工事関係者に関する措置請求)</p> <p>第12条 発注者は、現場代理人がその職務(<u>主任技術者(監理技術者)</u>)又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)</p>	<p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を<u>定めて</u>工事現場に配置し、これらの者を定めて設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 主任技術者又は監理技術者<u>及び監理技術者補佐</u> 契約書記載の請負代金額が、建築一式工事の場合7,000万円以上、建築一式工事以外の場合3,500万円以上の工事については、主任技術者を専任で配置しなければならない。ただし、受注者が特定建設業者で、契約書記載の工事の下請負契約の請負代金の総額が、建築一式工事の場合6,000万円以上、建築一式工事以外の場合4,000万円以上になるときは、主任技術者に代え、監理技術者を、<u>建設業法第26条第3項ただし書に該当する場合は監理技術者補佐(同ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。以下同じ。)</u>を専任で配置しなければならない。</p> <p>(3) [略]</p> <p>2~4 [略]</p> <p>5 現場代理人、<u>監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)</u>及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p> <p>(工事関係者に関する措置請求)</p> <p>第12条 発注者は、現場代理人がその職務(<u>監理技術者等</u> _____)又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)</p>

の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3～5 [略]

[新設]

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 [略]

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3～5 [略]

(著しく短い工期の禁止)

第20条の2 発注者は、工期の延期又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第21条、第22条、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 [略]

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第55条 〔略〕

2 この契約に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

(2) 〔略〕

3～5 〔略〕

(あっせん又は調停)

第59条 〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者(監理技術者)、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

第55条 〔略〕

2 この契約に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2) 〔略〕

3～5 〔略〕

(あっせん又は調停)

第59条 〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。